

通勤定期券をプライベートで利用は不正利用か』

通勤定期券をプライベート利用しても不正利用には当たりません。勤務先に不利益や損害を与えておらず、不正として取り扱う理由がないためです。

【通勤定期の不正受給に該当するケース】

- 通勤定期代を申請しつつも、徒歩や自転車通勤をしている
- 申告した住所から通勤せず、高額な定期代を受け取った
- 正しい通勤経路で申請せず、高額な定期代を受け取った

上記のようなケースは通勤先に損害を与えていることから、不正受給に該当する可能性が有ります。